

会 議 録

◇事務局ー子ども家庭部子ども若者課

電話：03(4566)2471

附属機関又は 会議体の名称		第3期 第7回豊島区子どもの権利委員会
事務局（担当課）		子ども家庭部子ども若者課
開催日時		令和6年2月29日（木）午後6時30分～午後7時40分
開催場所		庁舎5階 509・510会議室
議 題		1 開 会 2 議 事 (1)「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態・意識に関する調査結果（速報 権利関係部分抜粋） (2)子どもの権利推進計画実施状況について (3)子どもの権利推進計画改定に関するの答申案（事務局案）について 3 報告 (1) 令和5年度「としま子ども会議」の実施報告について 4 閉会
公開の 可否	会 議	■公開 □非公開 □一部非公開 傍聴人数 0人
	会 議 録	■公開 □非公開 □一部非公開
出席者	委 員	南野奈津子、山下敏雅、佐賀豪、加藤優子、山本道子、北澤弘幸、豊田雅子、臼井祐一
	関係理事者	子ども家庭部長、教育部長、児童相談所長、子育て支援課長、児童相談課長、子ども家庭支援センター長、保育課長、庶務課長、指導課長、教育センター長
	事 務 局	子ども若者課長、子ども若者課
提出された 資料等		資料1（未定稿）アンケート調査報告書権利部分抜粋 資料2 豊島区子ども・若者総合計画（令和2～6年度）令和4年度実施状況 資料3 答申（事務局案）

審 議 経 過

【開会】

事務局より資料確認

【議事】

会 長 では、議事に入ります。議事（１）「豊島区子ども・若者総合計画」改定に係る子どもの実態・意識に関する調査の結果（速報権利関係部分抜粋）について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料１ 説明】

会 長 子どもの権利委員会として子どもの権利の視点で見たときに、今回の調査結果についてお気づきの点やご意見はありますか。

委 員 区の職員は学校の先生も含めていますか。

事務局 含めています。

会 長 特に認知度は対象によって数字に違いが出ていたと思いました。

委 員 資料１－３の平成30年との比較を見て嬉しく思いました。豊島区子どもの権利に関する条例の認知度が低いところは今後も努力していく必要がある反面、お子さんや保護者の認知は約２倍になっていますし、他の項目も良い方向で上昇しているものが多く、「家の中で自分の意見を言える」とか、「相談窓口を利用したいと思わないと回答した子どもの割合」の減少や、アシスとしまの認知度が非常に高くなっているからだと思いますが、相談場所の認知度が上昇しているのを見ると、この間の豊島区の子どもの権利に関する取り組みは非常に効果があり、引き続きやっていく必要があると思いました。

一方、地域の活動に参加していないお子さんが増えているなどマイナス方向のところは、これからつくる答申に反映させていきたいと思います。

委 員 先日、子どもの権利擁護委員の活動の会に参加して、豊島区の権利相談室がハードな相談ばかり受けていると実感しました。相談室の受け皿としてアシスとしまが悩みごと相談を受けている印象があるので、９ページの２－１－３「豊島区が子どもの権利に関して行っている次のことを知っていますか」にアシスとしまを入れておけばよかったと思いました。アシスとしまが受け皿として機能している可能性があることに着目してもよかったと思います。子どもの生活の場でも自分の意見を言えるという意識が高まっているなど、権利相談室は知らなくてもアシスとしまの活動が子どもに浸透しつつあるのは評価できると思いました。

会 長 他の実施状況調査で、活用状況と合わせて考えていくことかと思います。

委 員 資料１－３の３ページ「家庭や学校以外で悩みを相談できる場所の認知度」が小学生は67.8%ということですが、学校では長期休み前・明けには必ず子どもたちに知らせるようにしています。

一覧を配布したり、タブレットに入れていただいているので使いやすくなっていると思います。
1 ページの子どもの権利条例について、子どもの認知度が上がっているとのことで、人権の出張授業を学校でやっているが、何年生でやるのが適切なのか考える必要があると思います。本校では 6 年生の社会科などでやっているが、もっと下の学年から意識を持たせていくことも重要なのかとも思いました。

会 長 子どもの権利の出張講座は高校では実施しないのでしょうか。

事務局 小学 6 年生が中心で、高校ではまだ実施していません。

会 長 児童福祉の方では、中高生が大人のビジネスの一部で搾取があったり、ヤングケアラーなどもあるので、学校での教育は大事だと思います。ですので、認識度から考えても、高校で実施してもいいと思いました。

委 員 15 年ほど前に豊島区で教員をしていた頃は、子どもの権利について周知をしていなかったのですが、いま豊島区は子どもの権利について力を入れてとても頑張っていると思います。前回と比べてアンケートの回収率が下がっているのは、小学生にとって量が多いとか面倒くさいなど原因があったのでしょうか。アンケートのやり方についてももう少し考慮いただけたらよかったと思いました。

委 員 ヒアリングを実施しているかと思うが、この調査結果に入っているのでしょうか。

事務局 もう 1 件ヒアリングを予定しているので、それが終わってからまとめます。今回は入っていませんが、計画策定の際はヒアリングも参考に進めていきたいと思っています。

委 員 プレーパークのヒアリングでは、低学年も条例を知っているという意見があったと思います。小学校のホームページに、東京都からのいじめへの対応に関するものが何ページも載っていましたので、併用して子どもの権利のこともホームページに載せれば親や先生は読むと思うので、学校も加味して取り組んでいけたらよいと思いました。

委 員 意見を言えるようになったかはとても大事で「自分は意見を言えているんだ。」と思えるのは大切であると思います。学校で、地域で、家でと分けて調査しているのはよいが、クロス集計でどこで意見が言えていないのか注目できたらよいと思いました。

事務局 どのような属性の子が意見を言えていないのか、背景についても間に合えば分析したいと思います。

委 員 地域での行事に参加したことがあるかについて、私の住んでいる地域ではお子さんたちが結構参加していると思うので、この調査結果とは違う印象があります。高校がある地域では、今後高校生にも参加してもらおうとよいと思うので、中高生が参加できる催しを考える必要があると思います。小学校ではソーラン節をやっていて、若い人たちも盆踊りは踊れなくてもソーラン節は知っている人が多いので、今年はソーラン節を流すなど地域で話をして、この数字が上がればよいと思います。

会 長 高校生はどうして参加されていると思いますか。

委 員 屋台などがあるので、それを楽しみに参加しているのではないかと思います。

会 長 地域団体の方は他の方々よりも子どもたちの権利が保障されているという観点では見え方が違う印象ですが、どういう背景があるのか気になりました。12 ページの「意見が尊重されている」について「そう思う」が地域団体はほかと比べてかなり低い結果となっていますが、これはなぜでしょうか。

事務局 地域団体は、町会の方、民生委員、育成委員などが対象です。子どもたちと日頃からよく接していて、子どもの意見や考えをよく聞かれていることも考えられます。5 ページの子どもの権利の認知について、地域団体は高く、小中学生は低いので、子どもの実態をよく見られているのでこのような結果になっているのかと思われます。

委 員 地域団体の方は子どもの権利条例の理念がわかっていて、他と比べて「そう思う」が少なく、「どちらかといえばそう思う」が逆に増えているのは、客観的にお子さんと近いところにいる地域の方々から見て、子どもの権利を保障するにはあるべき大事なところが足りていないからではないでしょうか。地域団体の方々と区が今後どうしていくのか、地域団体の評価がキーポイントになるのではないかと思います。

委 員 地域団体の方は子どもの権利が守られていないと思われるお子さんとよく出会っていて、大変なお子さんを見ていただいているからだと思います。

委 員 4 ページの暮らし向きについて、「普通」とか「低い」は感覚で言っているのでしょうか。

事務局 それぞれの対象者の主観です。

委 員 年収と一致しているのでしょうか。

事務局 あくまでご自分で判断して回答されています。

委 員 何を捉えて低いと感じるのでしょうか。

事務局 他の方との生活状況の違い、収入、自分でやっていけているなどの満足度が反映されていると思います。

委 員 どのような感覚から「低い」と捉えているのか、改善するのにはどのようなことが大切なのか、どうしたら「普通」と感じられるのか、もう少し掘り下げてもいいのかと思いました。

委 員 地域団体の育成委員会の委員として、来期から行政と協力して子どもの権利について研修会をするなど取り組みたいと思いました。子ども食堂では、NPO の勉強会もあり写真を撮らないようにするなど子どもたちを守ることはしていますが、子どもと会う機会が月 2 回あるので権利につ

いてもっと PR していこうと思います。

会 長 地域団体と子どもの権利の捉え方は子どもたちの窓口としても重要だと思うので、区との共同でいろいろなことが進むと年代的にもいいと思いました。またご意見があれば、別途情報をお寄せください。こちらについては権利委員会の意見として青少年協議会に提出をしたいと思います。

会 長 では、議事（２）子どもの権利推進計画実施状況について説明をお願いします。

事務局 【資料２ 説明】

会 長 令和４年度の実施状況調査の結果ということで、現在の子ども若者総合計画の実施状況についてお気づきの点やご意見をお願いします。

会 長 ２ページの重点事業３「子どもの権利」に関する研修・講座の実施の評価は全て C であり、回数のことだと思いますが、こういうところが調査結果と連動しているのかと思いました。回数が少なかった理由は为什么呢。

事務局 令和４年度の取組として職員を集めて研修することができない状況だったが、e-ラーニングで研修を実施するなど工夫をしました。今年度は３月に職員を集めて研修を実施します。

委 員 ジャンプ東池袋は改修中だったので仮施設の利用者が減っていたが、改修が終わり新たにスタートしたので今後子どもたちの利用を期待しています。

子どもの権利相談室はスタートして半年ほどで、手探り状態のなかで次々と重い相談があり大変なこともあります。アシスとしまが子どもたちの話しを受けとめる場所、必要があれば関係機関と繋いでくれる場所として機能していると思います。先日、権利相談室とアシスとしまとお互いの役割分担や連携事項について情報交換をしました。今後も連携をして豊島区ならではの権利擁護の取組などが見えるといいと思います。権利相談室は今後も走りながら考えて軌道修正していこうと思っています。

委 員 ３、４ページですが、子ども会議を傍聴したときに「区民ひろばをもっと開放してほしい」という子の意見がありました。駒込にはそういう地域の施設がないという問題があると思います。区民ひろばは、高齢者や乳幼児が中心で小学生にとってよい居場所になっていないようですので、区として区民ひろばの活用を子どもに開放してあげられたらと思いました。

委 員 ６ページのプレーパーク事業ですが、利用が伸びています。出張プレーパーク開催数の６年度の目標値が２０回と書かれており、NPO から８回と聞いているが、どういうことでしょうか。

事務局 子ども若者総合計画の数字から表記しているので、予算などから回数が減ったのかと思います。要望もありますし、来年度は未利用地の開催なども予定しています。

委 員 １２ページの重点事業３９で、権利侵害に関わる活動件数が令和３年度の１２件から令和４年度は５５件に増えているが、その理由はわかりますか。A という評価はなぜですか。

委 員 権利擁護委員としての実感ですが、コロナの時期で件数が少なかったところから徐々に増えているのではないかと思います。令和 5 年度はさ相談室ができたので、もっと増えると思います。

委 員 中身はどのような内容でしょうか。

委 員 親子の問題で深刻なものから恋愛相談や進路相談などいろいろあります。

委 員 警察につないだ例はありますか。

委 員 私はこの間、連携しておりません。

事務局 令和 2 年、3 年はコロナの時期で件数が少なかったと認識しています。令和 4 年度から普段の活動に戻ってきたので徐々に増えてきたと思います。令和 5 年度はさらに増えると思いますし、令和 6 年度も同様に増えていくと想定しています。

委 員 重点事業 1 で、リーフレット配布はコロナ過前にマンガ版の作成を決めたと思いますが、その当時子どもたちがタブレットを持っていることを想定しておらず、紙媒体を前提に考えていたと思います。今学校でみんなタブレットを持っていてアニメーションでもやっていけると思うので、周知の媒体としてタブレットの検討を新たな視点として入れたらよいのではないかと思います。

事務局 タブレットを 1 人 1 台持っているので、今は紙にこだわる必要はなくなったと思いますので、周知の仕方について検討していきたいと思います。

委 員 5 ページの子どもの居場所について、放課後対策に関わる委員会の話の中で、放課後教室を担当してくれる方が限られ、ご高齢になっていて会を開くのが難しいと伺いましたので、人材確保も必要だと思いました。

事務局 子ども教室もコロナ過で開催回数が落ちてしまって、今戻していこうとしている中で、人材確保が大変さや、また拡大しすぎるとコーディネートしきれないという意見もいただきました。PTA の協力を得るために声掛けをしている事例もあったのですが、今学校に対する人材の確保について教育長を筆頭に対策を検討しているので、解消していきたいと思います。

会 長 大学生ボランティアも関与できるのでしょうか。

事務局 大学生も重要な対象として検討していきたいと思いますが、他にも人材のご紹介がありましたら、ぜひよろしくお願いいたします。

会 長 9 ページ、児童虐待防止対策・いじめ防止対策の令和 4 年度以降の取組の方向性のところにヤングケアラーの周知が入っていて疑問に感じました。感覚の違いもあるかもしれませんが、相談を言える場をつくるというところに入れた方が収まりがよいと思いました。

10 ページの目標にいじめの解消率とあるが、何をもって解消したというのでしょうか。

事務局 いじめに関する対応をしたうえで、3か月様子を見たあと状況を確認する手順になっています。いじめは受けた本人がいやな気持ちになったらいじめになるので、いじめ調査をしたときに低学年においては100件ほど出てきます。足をかけられて「ごめんね」で解決し解消することもあります。高学年のいじめに関しては必ず経過を見ながら解消という手順になります。ただしずっと経過観察をしているのが実際のところです。

委 員 11ページの相談室の設置について今回の評価はAですが、今後のアウトリーチや連携を深めるところは大切だと思いました。全体をみて、タブレット利用が進み、メディアの活用法が変わっていることについては都度取り入れていただいて、相談室でも紙媒体の記録の保存が難しいとか、連携についてもメールの問い合わせにどう返信するのかなど滞る部分について解消していく方向性を取組に入れていただきたいと思います。

委 員 先ほどのいじめの解消率のところで、「いやだ」と思うものすべて、いじめ防止対策推進法上「いじめ」と定義されているので、現場の先生も疲弊しており、子どもにとってもいい状況ではないと思っています。社会は合う合わない人がいて、「不快」に思ってもお互い様で、お互いを尊重しあうのが権利、人権であり、それを超えて相手の人格とか尊厳を傷つけるから、これが「いじめ」や「ハラスメント」なんだ、ということはいじめやハラスメントの授業のときには伝えていますが、こういう話からスタートしたうえで、いじめの予防出張授業や個々の具体的なケースのなかで取り組んでいけるようになると思います。この話しをどのようにこの授業の中に組み込めていくのか分かりませんが、そこを現場の先生や子どもたちや保護者に伝えていきたいと思っています。

会 長 では、議事の（3）子どもの権利推進計画改定に関する答申案（事務局案）について説明をお願いします。

事務局 【資料3 説明】

会 長 9ページのⅡの2、（2）次期計画でさらに推進していくために必要なこと5点について、先ほどの議論以外にご意見を出していただければと思います。

委 員 条例に「地域とつながることが権利だ」と書かれているが、大学の授業で学んだことがなかったので衝撃を受けました。実際に活動すると、孤立してどこともつながらないことが人権侵害の極みで、逆につながっていることで救われているということを本当に実感します。また本日の地域団体の評価を見て、地域の方々の理解がこれだけ進んでいるのであれば、地域とタッグを組むこと、子どもたちが豊島区の地域ともしっかりつながっていくことが権利保障なんだとますます実感しました。いまの計画の目標が参加活動の啓発という表現に読めるので、孤立せずに地域や社会とつながることが子どもの権利なんだという視点を、次期計画の中にぜひ入れていきたいと思いました。

啓発のところですが、意識のところ「子どもの権利」というと反発が大きいのは、権利を主張していたらわがままになるという考えが未だに大人には根強くあるので、その意識を変えていくことが今後の重要な視点かと思います。わがままではなく人として生きていくために本当に大切なことだというメッセージをこれからの計画の中で伝えていきたいと思いました。

委員 先ほどタブレットの話もしましたが、コロナ過で子どもの相談のあり方もとても変化しました。相談室もできて LINE 相談やいろいろなツールなど検討しないといけない課題が日々出ている状態なので、区の計画を進めるうえで、子どもを取り巻く環境の変化に迅速に対応することも、施策の視点の一つに入れていただきたいと思います。

会長 先日、大学生がメールを使用したことがなく文章が分からないと言っていました。メディアは変化しているのだと実感しました。

委員 意見表明はとても大事なことです、「意見表明」と言うと、言葉で表現する人が思いを伝えるという印象が強いです。それも大事ですが、発達支援センターができることなどに向けて、意見が言いたくても言える状況にない、または目や体の動きなど言葉以外の方法で自分の意見を表現される方々の意見についても尊重し認めていくことが大事だと思います。意見が通ることが目的ではなく、自分の意見に気づいて受け止めてもらえ、自分の存在が認められ、互いに理解しあえる環境の構築を図ることが大事だと思います。

委員 運営協議会に参加して、小・中学校ともに話題になったのが不登校の問題でした。各クラス 2、3 人いて、ケースは千差万別で先生が個別に対応しているとのことでした。ずっと家にいるわけではなく、子ども食堂にも不登校の子が月 2 回手伝いに来ています。なかなか馴染めない状況もあるので馴染めるように配慮しています。中学生の居場所として「にしまる一む」が出来ましたが、他の中学校で図書室の片隅につくった例も見せてもらいました。遊び場だけでなく、不登校の子のための居場所づくりも検討いただきたいと思います。

委員 思いのある大人は沢山いるが、なかなか集約されない状況があります。民生・児童委員の活動のなかで高齢者からの問い合わせはあるが、子どもからの問い合わせは一件もありません。点はいっぱいあるのに面に広がっていかない状況があるので、区の力でやる気のある大人をつなげていただきたいと思います。

委員 孫はテレビを見ずにタブレットで映像を見ています。伝えるには映像で伝えないと伝わらないと思います。校則は守るものだったが、今はつくるものになっています。自分たちが主体性を持って学校のルールをつくるんだと教える必要があると思いました。

委員 学級会や学習の進め方のなかで合意形成を大事に、それぞれの子どもたちが思いを尊重しながら意見や活動をまとめあげていくことに力を入れて指導を進めています。子どもたちも主体性を意識しながら活動していると思います。認められる環境づくりを学校でも充実させ、子どもたちのいろいろな考えや思いを表出させる場所をつくっていく必要があると思います。

Ⅱの 2、(2)の 1 つめ「子どもの権利についての広報・周知（特に大人への周知）」について、学校でできることを考えると、道徳授業や公開講座などは、保護者に伝える機会として活用できると思います。

会長 本日の意見を含めて答申を作成いたします。内容の細かな調整は会長に一任いただけますでしょうか。事務局と調整した最終的な答申案にまたご意見をいただければと思います。

【報告】

会 長 続いて報告事項ですが、令和5年度「としま子ども会議」実施報告会について、事務局から説明をお願いします。

事務局 【資料4 説明】

会 長 この件につきまして、ご質問等がありますか。

本日の議事については、全て終了しました。これで第3期第7回豊島区子どもの権利委員会を終了いたします。

以上